

「子どもを虐待から守る家」の募集にあたって

三重県では、「子どもを虐待から守る条例」（平成16年三重県条例第39号）第13条第3項の規定により、お住まいを「子どもを虐待から守る家」として指定し、虐待防止に向けて地域における子どもを虐待から守るための取組の一翼を担っていただける方を募集しています。

1 「子どもを虐待から守る家」の役割

- (1) 子どもからの家庭等に係る相談に応じていただきます。
- (2) (1)において、その相談内容に鑑み、関係機関との連携が必要な場合、第一義的には市町（児童福祉主管課）への報告をお願いします。ただし、緊急を要する場合は、児童相談所又は警察に虐待通告をお願いします。
- (3) 子どもを虐待から守る活動について、地域社会への啓発に努めていただきます。

2 「子どもを虐待から守る家」の指定等

- (1) 知事は、協力が得られる方の申請に基づき、その方の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定します。
- (2) (1)の申請については、「第1号様式」の申請書により、お願いします。
- (3) 引っ越し等の理由により指定の継続が困難となった場合は、ご連絡ください。指定解除届出書を提出していただき、指定を解除します。
- (4) 県は、協力いただく方及び住宅等の所在地等については、指定簿により整理を行います。この指定簿は虐待防止に関する関係機関との連携以外には使用しません。

3 「子どもを虐待から守る家」の表示

指定を受けていただいた住宅等には、子どもたちにも「子どもを虐待から守る家」であることがわかるよう玄関先などの見やすい位置に指定マークの表示をお願いします。「子どもを虐待から守る家」の指定マークを表示していただくことで、児童虐待防止の啓発につながりますのでご協力をお願いします。

4 応募資格

県内にお住まいの方で趣旨に賛同いただける方。

5 応募方法

「第1号様式」指定申請書に記入のうえ、7の申請先にご持参又は郵送願います。

6 決定

申請書確認の後、ご本人様あて指定書及び指定マークを送付します。

7 問い合わせ・申請先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部 子育て支援課 要保護児童・発達支援班

電話 059-224-2883 Fax 059-224-2270

メール kodomok@pref.mie.lg.jp